

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 4 号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和 41 年岩手県規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するもの及び職場適応訓練を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）<u>第 1 条第 1 項第 7 号イ(1)</u>から(4)までのいずれにも該当する者</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第 5 号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者（<u>省令第 1 条第 1 項第 7 号イ(4)</u>）に該当するものに限る。）</p> <p>(10)～(15) [略]</p> <p>2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で<u>省令第 1 条第 1 項第 7 号イ(2)</u>及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設が行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 雇用保険法第39条第 2 項に規定する特例受給資格者が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するもの及び職場適応訓練を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）<u>第 1 条の 4 第 1 項第 7 号イ(1)</u>から(4)までのいずれにも該当する者</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>(9) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第 5 号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているもののうち当該事由に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者（<u>省令第 1 条の 4 第 1 項第 7 号イ(4)</u>）に該当するものに限る。）</p> <p>(10)～(15) [略]</p> <p>2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で<u>省令第 1 条の 4 第 1 項第 7 号イ(2)</u>及び(4)に該当するものであって、公共職業能力開発施設が行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 雇用保険法第39条第 2 項に規定する特例受給資格者が同法第40条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当</p>

該離職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して50日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

(技能習得手当)

第5条 [略]

2・3 [略]

4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。

(1) 前項第1号に該当する者 第7項及び第8項に定めるところにより算定したその者の1箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)

(2)～(5) [略]

5・6 [略]

7 前条第1項ただし書の規定により基本手当を支給されない日のある月の通所手当の額は、第6項の規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

(受給資格の認定)

第8条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書 (県内において公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者 (以下「県内受講者」という。)) にあつては様式第1号及び様式第2号、県外において公共職業訓練を受ける者 (以下「県外受講者」という。)) にあつては様式第1号の3) を、当該訓練を受ける施設の長 (当該訓練が職場適応訓練であるときは、当該訓練を行う事業所の事業主及び当該訓練を行う事業所の所在地を所管する公共職業安定所の長。以下同じ。) を経由して、知事に提出しなければならない。

2～6 [略]

様式第1号 (第8条関係)

[略]

[略]			
[略]	[略]	(2) 訓練期間	[略]
	(3) 訓練受講指示の根拠	[略]	
	(4) 雇用保険基本手当	[略]	

該離職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日と同条第3項の認定が行われた日から起算して40日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

(技能習得手当)

第5条 [略]

2・3 [略]

4 通所手当の月額、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。

(1) 前項第1号に該当する者 第5項及び第6項に定めるところにより算定したその者の1箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)

(2)～(5) [略]

5・6 [略]

7 前条第1項ただし書の規定により基本手当を支給されない日のある月の通所手当の額は、第4項の規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

(受給資格の認定)

第8条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書 (県内において公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者 (以下「県内受講者」という。)) にあつては様式第1号及び様式第1号の2、県外において公共職業訓練を受ける者 (以下「県外受講者」という。)) にあつては様式第1号の3) を、当該訓練を受ける施設の長 (当該訓練が職場適応訓練であるときは、当該訓練を行う事業所の事業主及び当該訓練を行う事業所の所在地を所管する公共職業安定所の長。以下同じ。) を経由して、知事に提出しなければならない。

2～6 [略]

様式第1号 (第8条関係)

[略]

[略]			
[略]	[略]	(3) 訓練期間	[略]
	(4) 訓練受講指示の根拠	[略]	
	(5) 雇用保険基本手当	[略]	

	等受給資格 の有無、金 額及び期間	
[略]		

[略]

様式第1号の2（第8条関係）

[略]

[略]	
[略]	記入上の注意 1 [略] 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に 従い、徒歩、自転車、 <u>国鉄</u> 、 <u>〇〇バス</u> 等の 別を記入すること。 3～6 [略]
[略]	

[略]

	等受給資格 の有無、金 額及び期間	
[略]		

[略]

様式第1号の2（第8条関係）

[略]

[略]	
[略]	記入上の注意 1 [略] 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に 従い、徒歩、自転車、 <u>鉄道</u> 、 <u>バス</u> 等の別を 記入すること。 3～6 [略]
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第4項の規定は、平成19年10月1日から適用する。
- 改正後の規則様式第1号及び様式第1号の2は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。